

浦監第 188-4 号-2  
令和 5 年 1 月 13 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

#### 浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 11 月 21 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

令和4年11月21日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（検査の執務要領）の要旨を次のように解した。

浦安公園の芝生の植栽管理のため締結した植栽管理業務委託契約の検査について適用されるべき、浦安市契約事務規則第35条第3項に定められているところの「市長が別に定める執務要領」が存在していない。

本来、検査執務要領に基づき検査されるべき「検査項目及び検査の着眼点」が明らかでないまま検査の合否判定されていることは不適切である。「浦安市植栽管理業務検査執務要領」の作成を怠ったことは、市長の責任であり、『植栽管理業務の検査に対応する検査執務要領』の作成を怠ってきたことを改めること」を市長に勧告することを請求する。

#### 2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であるこ

とから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

本件措置請求について、請求人が「植栽管理業務委託の検査執務要領の作成を怠った」と主張していることについては、財務会計上の行為又は怠る事実ではなく、一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものと考えられ、本件請求の中では、主張する怠る事実の結果として生じた、又は生じる恐れのある損害については示されていない。

このことについては、請求書の提出（令和4年11月21日）の際に、請求人に補正を求めたが、応じず補正されなかった。

よって、請求人が本措置請求の対象とする行為は、地方自治法242条第1項に規定する「財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実」に該当しないと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。